

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（令和6年11月8日京都市条例第13号） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(定義) 第2条 (前略) (7) 特定事業者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。 ア 本市の区域内における事業者の事業活動に伴うエネルギー（<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。</u>）の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の使用量が、前年度において別に定める量以上であること。 (以下略) (事業者の責務) 第6条 (前略) 2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者及びガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者に限る。）は、前項各号に掲げる責務のほか、次に掲げる責務を有する。 (中略) (2) 再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（<u>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。以下同じ。</u>）を利用して得ることができるエネルギーをいう。以下同じ。）の利用の拡大に資する措置を積極的に講じること。 (以下略) (電気自動車等の充電設備の設置) 第19条 別に定める駐車施設を所有する者又は設置しようとする者	(定義) 第2条 (前略) (7) 特定事業者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。 ア 本市の区域内における事業者の事業活動に伴うエネルギー（<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。</u>）の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の使用量が、前年度において別に定める量以上であること。 (以下略) (事業者の責務) 第6条 (前略) 2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者及びガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者に限る。）は、前項各号に掲げる責務のほか、次に掲げる責務を有する。 (中略) (2) 再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（<u>エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。以下同じ。</u>）を利用して得ることができるエネルギーをいう。以下同じ。）の利用の拡大に資する措置を積極的に講じること。 (以下略) (電気自動車等の充電設備の設置) 第19条 別に定める駐車施設を所有する者又は設置しようとする者

は、当該駐車施設において電気自動車（電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。）及び電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもののうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものをいう。以下同じ。）に電気を供給する設備を設置するよう努めなければならない。

（特定緑化建築物等の緑化等）

第67条 緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第8号に規定する地区をいう。）において、その敷地面積が別に定める面積以上である建築物の新築又は別に定める改築をしようとする者（以下「特定緑化建築主」という。）は、当該建築物及びその敷地（以下「特定緑化建築物等」という。）に、それらの面積に応じて別に定める面積以上の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあっては、別に定める規模以下のものを除く。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに付属して設けられる園路、土留めその他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状況により緑化施設を確保することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

（以下略）

は、当該駐車施設において電気自動車（電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。）及び電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもののうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものをいう。以下同じ。）に電気を供給する設備を設置するよう努めなければならない。

（特定緑化建築物等の緑化等）

第67条 緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第10号に規定する地区をいう。）において、その敷地面積が別に定める面積以上である建築物の新築又は別に定める改築をしようとする者（以下「特定緑化建築主」という。）は、当該建築物及びその敷地（以下「特定緑化建築物等」という。）に、それらの面積に応じて別に定める面積以上の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあっては、別に定める規模以下のものを除く。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに付属して設けられる園路、土留めその他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状況により緑化施設を確保することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

（以下略）